

子育てしやすい環境づくりのために

3 キュー子育てチケット

多子世帯向けに、一時預かり、おむつ・ミルクの購入代やマタニティケアなどに利用できる「3キュー子育てチケット」の申請を受け付けています。

スマートフォンやパソコンから電子申請できます。

- 【対象】
令和2年1月1日以降に、第3子以降の子どもが生まれた世帯（多子世帯）
- 【申請期限】
第3子以降の子どもの出生年の翌年3月末まで
- 【交付額】
5万円分（使用期限：出生年の翌年12月末）
- 【使用方法】
サービスを利用した際に、チケットまたは現金で支払い

- ※あらかじめ登録された事業者では、チケットによる支払いができます。（利用できる事業者は県ホームページをご覧ください）
- ※現金で支払った場合は、換金手続きが必要となりますので領収書、レシートの保管をお願いします。（第3子以降の子どもを妊娠中から、チケットがお手元に届くまでの間に利用したサービスも対象）



埼玉県ホームページ

問合せ＝埼玉県3キュー子育てチケット事務局 ☎0120-39-3192



SAITAMA 出会いサポートセンターが行います！ 出会いの機会の提供 と 結婚までのサポート

「SAITAMA 出会いサポートセンター」は、7月末現在、登録会員が3,880人を超え、すでに結婚に向けて56組のカップルが当センターを卒業しています。センターでは、会員を随時募集しています。出会いの機会を希望されるかたは、SAITAMA 出会いサポートセンターホームページで詳細をご確認ください。



SAITAMA 出会いサポートセンターとは…

県、市町村、民間企業などが一体となって運営する結婚支援センター。センターでは、結婚を希望されるかたの出会いから交際、結婚までを相談員と結婚支援システムによりサポート。

【特徴】

- ◎お手元のスマートフォンで会員の中から希望条件でお相手を選び、お見合いの申込みが可能
- ◎AIが会員の中から相性の良い相手を紹介
- ◎センターの相談員が個別のお悩みに対応
- ◎会員に婚活イベント・セミナーの情報を配信
- ◎オンラインでの会員登録、お見合いも可能

【センター】

さいたま市浦和区、本庄市、坂戸市

【利用登録料（会員）】

11,000円（税込・2年間有効）
※町外在住のかたは料金が異なる場合があります。

【対象】

- ・結婚を希望し、自ら婚活の意思がある20歳以上の独身男女
- ・埼玉県内に在住、在勤、または近い将来埼玉県へ移住をお考えのかた
- ・スマートフォンをお持ちのかた

【申込方法・申込期間】

ホームページからご確認ください。

【問合せ】

SAITAMA 出会いサポートセンター事務局
☎048-789-7721



ホームページQRコード

秘密厳守

【相談無料】生活の困りごとをご相談ください！

「生活が苦しい」「なかなか仕事が見つからない」「ひきこもりの家族のことが心配で…」など、生活に不安を抱えているかたは、一人で悩まず、まずは相談してください。

「どこに相談したらいいかわからない」かたも、まずは相談してみませんか。専門の相談員と一緒に課題を整理し、あなたと一緒に困りごとの解決に取り組みます。

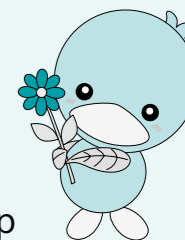
電話相談 ☎048-577-6883

アスポート相談支援センター埼玉北部

開所時間 午前8時30分～午後5時

毎週月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

FAX/メール相談 FAX 048-577-6883 ✉jjritsu-kita@mirror.ocn.ne.jp



11月は「いじめ撲滅強調月間」です

いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら、一人で悩まず相談・通報してください。

よい子の電話教育相談

【24時間365日対応】

子ども専用（18歳以下）※無料

☎#7300 ☎0120-86-3192

保護者専用 ☎048-556-0874

Eメール相談 ✉soudan@spec.ed.jp

埼玉県警察少年サポートセンター

【月～金 午前8時30分～午後5時15分】

（土日・祝日・年末年始除く）

少年用 ☎048-861-1152

保護者用 ☎048-865-4152

いじめ通報窓口

「いじめ」に関する通報

※いじめについての情報提供のみ受付



小・中・高校生の「いじめ」に関する通報サイト

子どもスマイルネット

【毎日 午前10時30分～午後6時】

☎048-822-7007（祝日・年末年始除く）

埼玉いのちの電話

【24時間365日対応】

☎048-645-4343

さいたまチャイルドライン

【毎日 午後4時～9時】

子ども専用（18歳以下）※無料

☎0120-99-7777

埼玉県こころの電話

心の健康や悩みに関する相談

【月～金 午前9時～午後5時】

☎048-723-1447（土日・祝日・年末年始除く）

子どもの人権110番

【月～金 午前8時30分～午後5時15分】

☎0120-007-110

（土日・祝日・年末年始除く）



子どもの人権110番

問合せ＝埼玉県県民生活部青少年課 ☎048-830-2907



やっぱり、家族っていいね。

家族の日 家族の週間

家族の日は、11月第3日曜日 家族の週間は、家族の日 前後各1週間

家族の日 11月15日(日)

家族の週間 11月8日(日)～21日(土)

子どもと子育てを応援する社会の実現のためには、子どもを大切に、社会全体で子育てを支え、個人の希望がかなえられるバランスの取れた総合的な子育て支援を推進していく必要があります。

内閣府では、平成19年度から「家族の日」「家族の週間」を定め、生命を次代に伝え育てていくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが再認識されるよう呼びかけています。

問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132